

# 25年産米の作付等に関する方針のポイント

平成25年1月29日  
農 林 水 産 省

## 24年産米の取組

- 放射性セシウム濃度が基準値を超えない米のみを出荷するため、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた安全確保の取組を実施。
- その結果、24年産米の放射性セシウム濃度は、23年産に比べて全体的に低減し、基準値を超える事例も点的な発生に止まった。

## 25年産米の作付等に関する方針

- **基本的な考え方**  
24年産米の取組を踏まえ、作付制限、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組み合わせて安全確保を図る。
- **25年産米の作付等**
  - (1) **作付制限**  
帰還困難区域など、放射性セシウム濃度が基準値を超えない米が生産できることが検証されていない地域では、作付を制限。
  - (2) **作付再開準備**  
避難指示解除準備区域など、今後1,2年程度で作付再開を目指す地域では、県及び市町村が管理計画を策定し、実証栽培を実施。
  - (3) **全量生産出荷管理**  
25年産から作付を再開する地域又は24年産米で100 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域では、県及び市町村が管理計画を策定し、ほ場毎に吸収抑制対策等を徹底した上、生産量の全量を把握し、全袋検査を実施する条件で、作付を行う。
  - (4) **全戸生産出荷管理**  
24年産米で50 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域等では、農家毎に吸収抑制対策等を徹底して全戸検査を実施。
  - (5) **地域単位で抽出検査**  
上記以外の地域では、必要に応じて吸収抑制対策等を行い、地域単位で抽出検査を実施。

なお、福島県では全袋検査の体制を整えていることから、上記(4)(5)の地域において、全戸検査や抽出検査に代えて全袋検査を行うことを地域で選択できることとする。